

考査 B

(令和 6 年)

受 檢 地	受 檢 番 号	氏 名	
	頭符号()		※この欄に は記入しな いこと。

答 案 用 紙

令和6年 考査B
建築計画1

(い)	(ろ)	(は)	(に)
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
1 建蔽率			
			※この欄には記入しないこと。 1 2 3 4 5 6 7 8
2 用途地域内の 用途制限			※この欄には記入しないこと。 1 2 3 4 5 6 7 8
3 ホルムアルデヒド に関する有効 換気量			※この欄には記入しないこと。 1 2 3 4 5 6 7 8

建築計画1

(い)	(ろ)	(は)	(に)								
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○○項 令和○年告示第○号								
4 1階部分の軸組 の構造 (軸組の有効長さ)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								
5 建築物の各部分 の高さ (道路高さ制限、 隣地高さ制限、 北側高さ制限)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(に)								
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○○項 令和○年告示第○号								
6	用途地域内の 用途制限			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									
7	建蔽率			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(に)								
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○○項 令和○年告示第○号								
8	容積率			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									
9	北側高さ制限			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									

建築計画2

(い)	(ろ)	(は)	(に)								
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号								
10 道路高さ制限 (北側A道路、 南側B道路)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(に)								
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○○項 令和○年告示第○号								
11	1、2階(共同住宅の部分を除く。)の防火区画(堅穴区画)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									
12	1階部分(共同住宅とその他の用途の部分との区画を除く。)の防火区画(異種用途区画)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									

建築計画2

(い)	(ろ)	(は)	(に)								
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。)(1~5、7~10及び13の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号								
13 直通階段の数 及び歩行距離 (飲食店2、住戸1)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								
14 内装制限 (店舗1、調理室1)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								

建築計画3（構造審査）

設問1. 構造計算書（令第88条の規定に基づく地震力の計算）に係る審査

審査	(い)	(ろ)	(は)				
	審査対象項目	適切○ 不適切×	・理由（「適切とする理由」又は「不適切とする理由」） (判断根拠となる数値又は数式も理由に記入)				
構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査	設計用一次固有周期Tの数値		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4
1	2	3	4				
Rtの数値		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4	
1	2	3	4				
地震層せん断力Qiの数値		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4	
1	2	3	4				

建築計画3（構造審査）

設問2. 構造計算書（令第82条の6に規定する許容応力度等計算）に係る審査

審査	(い)	(ろ)	(は)				
	審査対象項目	適切・適合○ 不適切・不適合×	・理由（「適切・適合とする理由」又は「不適切・不適合とする理由」） (判断根拠となる数値又は数式も理由に記入)				
構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査	昭和55年建設省告示第1791号第2第一号に規定する各階の β の数値及び各階の β により地震力による応力に乘ずる割増し率の数値		<p style="text-align: right;">※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4
1	2	3	4				
構造計算書の判定の結果に係る適合・不適合の審査	「筋かいの断面検定」に関する判定		<p style="text-align: right;">※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4
1	2	3	4				

